

逗子市放課後児童クラブ指定管理者

募集要項

2026 年(令和 8 年) 7 月

逗子市

目次

1	指定管理者制度導入の趣旨	2
2	施設について	2
3	指定期間	3
4	指定管理者の選定方法	3
5	指定管理者が行う業務の範囲	4
6	経費に関する事項	4
7	指定管理者の選定に関するスケジュール	6
8	応募に関する事項	7
9	選定の審査に関する事項	9
10	リスクの分担	9
11	協定に関する事項	10
12	その他	10
13	問い合わせ先	10

1 指定管理者制度導入の趣旨

指定管理者とは平成 15 年 6 月に地方自治法の改正により、「公の施設」の管理について、民間の能力を活用することにより住民サービスの向上と経費の節減を目指すことを目的に制定されました。逗子市では、平成 24 年 4 月より地方自治法第 244 条の 2 及び逗子市放課後児童クラブ条例（平成 23 年条例第 27 号。以下「条例」という。）に基づき、逗子市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の指定管理者制度による管理運営を行っており、今回は第 4 期の指定管理者を選定するためのものです。

2 施設について

(1) 施設の設置目的

児童クラブは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童に、適切な遊びと家庭に代わる生活の場を与え、その健全な育成を図るために設置するものです。

(2) 募集施設一覧

学区	名称	所在地	施設の概要	令和 8 年度 4 月 登録児童数 (定員)
逗子	逗子小学校区 放課後児童クラブ	逗子市逗子 4 丁目 2 番 11 号 (市民交流センター内)	鉄筋コンクリート造 地下 1 階、地上 3 階の 1 階部分の一部 (本室)延床面積 129 m ² このほか分室 52 m ² 有	120 名 (117 名)
沼間	沼間小学校区 放課後児童クラブ	逗子市沼間 1 丁目 7 番 39 号 (沼間小学校隣)	木造 平屋 延床面積 322.9 m ²	133 名 (135 名)
久木	久木小学校区 放課後児童クラブ	逗子市久木 7 丁目 2 番 1 号 の 2 (久木中学校体育館横)	軽量鉄骨構造 平屋 延床面積 147.2 m ² このほか分室 64 m ² 有	99 名 (132 名)
小坪	小坪小学校区 放課後児童クラブ	逗子市小坪 5 丁目 21 番 15 号 (小坪小学校区コミュニテ ィセンター隣)	軽量鉄骨構造 平屋 延床面積 110 m ²	66 名 (69 名)
池子	池子小学校区 放課後児童クラブ	逗子市池子 3 丁目 9 番 2 号 (池子小学校隣)	軽量鉄骨構造 平屋 延床面積 105.3 m ²	63 名 (59 名)

※状況により実際の登録児童数は定員を超える場合があります。

(3) 開所時間

曜日等	通常の開所時間	延長する開所時間
平日	授業終了時から午後 6 時まで	午後 6 時から午後 7 時まで
学校休業日	午前 8 時から午後 6 時まで	午後 6 時から午後 7 時まで

ただし、指定管理者は条例に基づくところにより、特に必要があると認めるときは市の承認を得て、これを変更することができます。

(4) 休所日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

ウ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで（前号に掲げる日を除く。）

エ その他市長が定める日

ただし、指定管理者は条例に基づくところにより、これを臨時に開所又は休所することができます。

3 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。ただし、指定期間内であっても、条例第 10 条に該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

4 指定管理者の選定方法

公募型プロポーザル方式とし、選定委員会による審議を行います。

(1) 選定委員会

「逗子市放課後児童クラブ指定管理者候補選定委員会規則」に基づき、逗子市放課後児童クラブ指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置します。

選定委員会は、指定管理候補者の選定のため、募集要項別添資料①「逗子市放課後児童クラブ指定管理者候補選定 審査基準兼評価表」に基づき、最も優れた提案を行った者を最優先交渉権者、次いで優れた提案を行った者を第二位優先交渉権者として選定します。

【選定委員】

委員長 寶川 雅子（学校法人鎌倉女子大学 鎌倉女子大学短期大学部教授）
副委員長 廣末 治（逗子市教育委員会教育部担当部長（子育て担当））
委員 小関 富美江（子ども・子育て会議委員）
委員 飯野 恵一（東京地方税理士会鎌倉支部 税理士）
委員 杵山 英廷（逗子市小学校長会会長、逗子小学校長）

(2) 選定方法

提案書、プレゼンテーション及びヒアリングにより選定委員会が最優先交渉権者を選定します。

5 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 入所している児童の安全の確保と健全な育成に関する業務
- (2) 施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (3) 学校、地域、保護者会等との連携に関する事務
- (4) 保育料の徴収事務について

詳細は、関係法令並びに逗子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年逗子市条例第 24 号）をはじめとする逗子市条例、逗子市放課後児童クラブ条例施行規則（平成 23 年逗子市規則第 26 号）によります。なお募集要項別添資料②「基本協定書（案）」も合わせて確認してください。

6 経費に関する事項

(1) 運営に関する経費について

児童クラブの運営に関する経費については、入所児童の保護者から支払われる保育料及び指定管理料で運営するものとします。

これに加えて、午後 6 時から午後 7 時までに係る延長保育料は、別途月額 1,000 円とします。

(2) 指定管理料に含まれるもの

- ア 人件費
- イ 管理費
- ウ 事業費
- エ 事務管理費

(3) 指定管理料の想定額

市が指定管理者へ支払う指定管理料の算出方法は次のとおりです。

$$\text{指定管理料} = \text{①総事業費} - \text{②保育料収入算定額}$$

① 総事業費：毎年4月1日時点の入所児童数等に応じて、市が総事業費を積算します。

② 保育料収入算定額：4月1日時点の全入所児童の保育料の12か月分となります。

【保育料についての規定】

- ・入所児童の保育料は市が決定します。
- ・指定管理者は市が決定した金額を保護者から徴収します。
- ・年度途中の児童入退所等により実際の保育料収入が②保育料収入算定額と増減が生じた場合であっても市が支払う指定管理料の変更は行いません。

次表は、指定管理料の想定額です。

施設	【想定】入所 人数	【想定】保育料 収入算定額の 年額	【想定】指定管理料				
			令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
逗子小学校区放 課後児童クラブ	117	19,267,000	35,850,000	38,885,000	41,922,000	44,963,000	48,006,000
沼間小学校区放 課後児童クラブ	135	22,231,000	39,583,000	42,889,000	46,198,000	49,511,000	52,827,000
久木小学校区放 課後児童クラブ	132	21,737,000	34,483,000	37,397,000	40,314,000	43,234,000	46,158,000
小坪小学校区放 課後児童クラブ	69	11,362,000	21,617,000	23,321,000	25,026,000	26,733,000	28,441,000
池子小学校区放 課後児童クラブ	59	9,715,000	17,447,000	18,819,000	20,192,000	21,567,000	22,943,000

実際の指定管理料は、年度協定にて毎年度定めます。

(4) 指定管理料の支払い

指定管理料は会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、市議会による予算の議決を得て、年度協定を締結する中で決定します。

また、指定管理料は各年度の4月から9月（前期）、10月から3月（後期）に分けて、支払います。

なお、支払時期や支払方法等は、基本協定書及び年度協定書にて定めます。

(5) 指定管理料の用途

指定管理者は、児童クラブの管理運営に要する経費以外に使用することはできません。

7 指定管理者の選定に関するスケジュール

(1) 選定スケジュール

募集の告示	令和8年7月10日(金)
募集要項等の配布開始	令和8年7月10日(金)
施設見学会申込締切	令和8年7月10日(金)17:00
施設見学会	令和8年7月13日(月)～ 令和8年7月15日(水)
募集要項等に関する質問の受付締切	令和8年7月23日(木)17:00
参加表明書の提出締切	令和8年7月23日(木)17:00
募集要項等に関する質問の回答公開	令和8年8月3日(月) 予定
応募書類一式の受付	令和8年8月4日(火)～ 令和8年8月10日(月) のうち、開庁日の9:00～17:00
プレゼンテーション及びヒアリング の実施	令和8年8月24日(月)予定
選定及び結果の公表	令和8年10月中旬頃予定
候補者との協議・仮協定の締結	令和8年10月中予定
議会における指定管理者の指定議案可決	令和8年11月頃
指定管理者との基本協定締結	令和9年1月頃
指定管理者による管理運営の開始	令和9年4月1日

(2) 指定管理者の募集手続き

ア 募集要項等の配布

市ホームページから取得してください。

イ 施設見学会及び図面配付（任意）

詳細は募集要項別添資料④「逗子市放課後児童クラブ指定管理者募集に係る施設見学について」及び募集要項別添資料⑤「逗子市放課後児童クラブ指定管理者募集に係る図面配付について」をご確認ください。

ウ 募集要項等に関する質問の受付

「質問書」（指定様式3）に記入し、電子メール添付で送付してください。

エ 参加表明書の提出

「参加表明書」(指定様式4)に記入し、電子メール添付で送付してください。

オ 募集要項等に関する質問の回答公開

市ホームページに公開するとともに、参加表明者にメールにてお知らせします。

カ 応募書類一式の受付

逗子市教育委員会教育部保育課(逗子市役所5階)に持参してください。詳細は別添資料⑥「応募書類提出要領」を確認してください。

キ プレゼンテーション及びヒアリングの開催

開催場所：市役所会議室

詳細は別添資料⑦「プレゼンテーション及びヒアリング要領」を確認してください。なお、応募が多数の場合又はその他必要性がある場合は書類審査を行い、プレゼンテーション及びヒアリングの参加者を決定することがあります。

ク 選定結果の公表

選定結果は、速やかに応募者に通知するとともに市のホームページに掲載します。

ケ 仮協定の締結

選定委員会の選定結果に基づき、最優先交渉権者と細目協議を行い、協議成立後、指定管理者候補として仮協定を締結します。最優先交渉権者と仮協定の合意が得られない場合には、第二位優先交渉権者を指定管理者候補として協議を行います。

コ 指定管理者の指定

仮協定を締結した者を、議会の議決後に指定管理者に指定します。

サ 指定管理者との基本協定締結

指定管理者と基本協定を締結します。

8 応募に関する事項

(1) 応募者の資格

本募集に応募できる者は、次に掲げる条件の全てを満たすこととする。

ア 応募書類提出日現在、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を実施している団体であること。

イ 団体であること。法人格の有無は問わない。

ウ 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有すること、又は破産者で復権を

得ていること。

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により逗子市における一般競争入札の参加を制限されていないこと。

オ 逗子市から指名競争入札の参加資格の停止の措置を受けていないこと。

カ 国税及び地方税を滞納していないこと。

キ 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、本市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）でないこと。

ク 逗子市暴力団排除条例（平成 23 年逗子市条例第 15 号）に抵触しないこと。

ケ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けたことがないこと。

コ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入していること。（加入の必要がない場合は除く。）

サ 2 年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けていないこと。仮に受けている場合は、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済であること。

シ 指定管理者が行う業務の範囲を自ら担えること。

(2) 応募に当たっての留意事項

ア 応募単位と応募方法

1 団体につき複数の児童クラブに応募をすることが可能です。その際、応募書類一式はまとめ一括して提出してください。応募は 1 団体につき 1 案とし、複数の提案はできません。

イ 募集要項の承諾

応募者は、逗子市放課後児童クラブ指定管理者指定申請書の提出をもって本要項の記載内容を承諾したものとみなします。

ウ 応募書類の取り扱い

応募書類は理由の如何を問わず返却しません。

エ 応募書類の著作権

応募書類の著作権は、それぞれ作成した団体に帰属します。

オ 応募書類の開示

応募書類は、逗子市情報公開条例（平成 13 年逗子市条例第 3 号）に基づき公開することがあります。

また、指定管理者の指定に係る市議会への資料として、応募書類を提出することがあります。

カ 公募の辞退

応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届」(様式任意)を提出してください。

キ 内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。

ク 接触の禁止

現行の放課後児童クラブの運営に係るもの等市が認める場合を除き、募集の告示(令和8年7月10日)から選定結果の公表時まで、選定委員会委員、その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

ケ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とします。

コ 失格要件

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。なお、失格となった場合においても応募に要した費用の負担は行いません。

- (ア) 応募後に応募資格を満たさないこととなった場合あるいは応募資格を満たさないことが判明した場合
- (イ) 募集要項に定める手続きを遵守しない場合
- (ウ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

9 選定の審査に関する事項

評価項目や配点等は、募集要項別添資料①「逗子市放課後児童クラブ指定管理者候補選定審査基準兼評価表」を確認してください。

10 リスクの分担

市と指定管理者のリスク分担については、次表のとおりとし、ここに記載にないものについては募集要項別添資料②「基本協定書(案)」を確認してください。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	指定 管理者
指定議案の否決	指定管理者選定議案が否決された場合の経費等		○

1 1 協定に関する事項

指定管理者は逗子市放課後児童クラブ条例施行規則第 6 条に基づき、市と基本協定を締結します。また、市が支払う指定管理料や支払い時期を定める年度協定を別途締結します。詳細につきましては、別添資料②「基本協定書（案）」及び別添資料③「年度協定書（案）」を確認してください。

1 2 その他

租税に関して、本業務の実施に伴い指定管理者が納付すべき税金（法人税、法人市民税、県民税、法人事業税及び事業所得税等）については指定管理者の負担になります。また、新たな事業用資産（償却資産）を設置する場合は、固定資産税等の課税の対象となります。詳しくは、管轄の税務署、県税事務所、市役所課税課等の関係機関にお問い合わせください。

1 3 問い合わせ先

逗子市教育委員会教育部保育課

住所：〒249-8686 逗子市逗子 5 丁目 2 番 16 号

電話：046-873-1111 内線 533